| 公民館、図書館、博物館等の運営の一般方針に関すること。 | <u>+</u> | 十三 公民館、図書館、博物館等の運営の一般方針に関すること。 |
|--|----------|--|
| ること。 | る | ること。 |
| 事務局職員並びに学校以外の教育機関の職員の人事に関す | + | 十二 事務局職員並びに学校以外の教育機関の職員の人事に関す |
| 教職員の人事に関すること。 | + | 十一 教職員の人事に関すること。 |
| 教職員の研修計画に関すること。 | 九 | |
| 学校教育の指導計画に関すること。 | | 九 学校教育の指導計画に関すること。 |
| 学校教育の方針及び努力事項に関すること。 | 七 | 八 学校教育の方針及び努力事項に関すること。 |
| 小、中学校の学級編成、教員定数に関すること。 | 六 | 七 小、中学校の学級編制、教員定数に関すること。 |
| 学校の設置課程、生徒定員、教員定数に関すること。 | 五 | 六 学校の設置課程、生徒定員、教員定数に関すること。 |
| 教育財産の取得及び処分について知事へ申出を行うこと。 | 四 | 五 教育財産の取得及び処分について知事へ申出を行うこと。 |
| を行うこと。 | 廃 | 魔を行うこと。 |
| 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改 | = | 四 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改 |
| 出ること。 | 出 | 出ること。 |
| 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申 | _ | 三 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申 |
| 『止を決定すること。 | 廃 | 廃止を決定すること。 |
| 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び | - | 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び |
| | | と。 と。 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関するこ |
| ි ම | 任する。 | |
| 次の事項を除き、委員会の権限に属する事務を教育長に委 | 第二条 | 第二条 次の事項を除き、委員会の権限に属する事務を教育長に委 |
| のうち、教育長に委任する事項を定めることを目的とする。 | 務の | 務のうち、教育長に委任する事項を定めることを目的とする。 |
| :二十六条第一項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号 | 第二十六 | 第二十六条第一項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事(昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号。以下「法」という。) |
| の 規 | 第一条 | 連営に関する |
| 現行 | | 改正案 |
| | | |

青少年教育及び社会教 育関係団 体の指導方針に関するこ

五 る法人及び公益信託に関すること。 文化財保護、 視 聴覚教育、ユネスコ活 動 並びに 教育に 関

十六 県史編さんの方針等に関すること。

学校保健体育の指導計画運営に関する一 般方針に関するこ

社会体育及びレクリエー シ ョ ン指導計 画 運営 。 一 般 方 針

関すること。 学校給食の)指導計 画運営の一 般 方針に関すること。

学校以外の教育機関等の運営の一 般方針に関すること。

法第二十七条の規定による点検及び評価に関すること。

<u>+</u> 聴聞の手続に関すること。

+

教育委員会の管理する公文書の公開に関すること。 教育委員会の連絡指導等の方針に関すること。

五条の五第三項の規定により必要な措置を講ずべきことを求 市 町 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十

きとを勧告し、 同法第二百四十五条の六の規定により必要な措置を講ずべ 又は同法第二百四十五条の七第二 項 の規定に ょ

1)

[・]講ずべき措置に関し必要な指示をすること。

青少年教育及び社会教育関 係団 体の 指 導方針に関するこ

十四四 る法人及び公益 文化財保 護、 信託に関すること。 視聴覚教育、 ユネスコ活 動 並びに 教育に 関

す

十 五 県史編さんの方針等に関すること。

学校保健体育の指導計画運営に関する一 般方針に関するこ

十七 社会体育及びレクリエー シ ョ ン 指 導計 画 運 営 。 一 般 方 針 に

関すること。

学校給食の指導計画運営の一 般方針 に関すること。

学校以外の 教育機関 等の運 営 の 般 方針に関すること。

二 十 聴聞の手続に関すること。

_ + _ 教育委員会の管理する公文書の公開に関すること。

_ + _ 市町村教育委員会の連絡指導等 の方針に関すること。

二 十 三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十

五条の五第三項の規定により必要な措置を講ずべきことを求

同法第二百四十五条の六の規定に より必要な措置を講ずべ ょ

きとを勧告し、又は同法第二百四十五条の七第二項の規定に 講ずべき措置に関し必要な指示をすること。

IJ